

京都市介護サービス山間地域提供協力金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別表第1に定める地域（以下「山間地域」という。）に住所を有する介護保険法（以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者、法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者又は介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者（以下「要介護等被保険者」という。）に対し、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援、第1号訪問事業又は第1号通所事業（以下「居宅サービス等」という。）が円滑に提供されるよう支援するため、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）に交付する協力金（以下「協力金」という。）に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 協力金の交付の対象は、山間地域に住所を有する要介護等被保険者に対し、居宅サービス等を提供した指定居宅サービス事業者等であって、市長が適当と認めるものとする。

(居宅サービス等の種類)

第3条 この要綱でいう居宅サービス等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
- (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護
- (4) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション
- (5) 法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導
- (6) 法第8条第7項に規定する通所介護
- (7) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション
- (8) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
- (9) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護
- (10) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与
- (11) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (12) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
- (13) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- (14) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護
- (15) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護

- (16) 法第8条第23項第1号に規定する看護小規模多機能型居宅介護
- (17) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援
- (18) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護
- (19) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護
- (20) 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション
- (21) 法第8条の2第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導
- (22) 法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション
- (23) 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (24) 法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護
- (25) 法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与
- (26) 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (27) 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- (28) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援（指定居宅介護支援事業者である
指定介護予防支援事業者が実施するものに限る）
- (29) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業
- (30) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業
（協力の額）

第4条 協力の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導又は第1号訪問事業については、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者が当該サービスを提供した要介護等被保険者1人につき、1回当たり662円
- (2) 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護については、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者が当該サービスを提供した要介護等被保険者1人につき、1回当たり2,047円
- (3) 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与については、当該福祉用具の種目ごとに貸与開始日が属する月に指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者が当該サービスを提供した要介護等被保険者1人につき662円
- (4) 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護又は第1号通所事業については、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者が当該サービスを提供する際に送迎を行った要介護等被保険者1人につき、片道当たり539円

- (5) 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護については、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者が当該サービスを提供する際に送迎加算が請求できる要介護等被保険者1人につき、片道当たり539円
- (6) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護については、指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）が当該サービスを行う指定地域密着型サービス事業者等が所在しない日常生活圏域（法第78条の2第6項第4号に規定する日常生活圏域をいう。）に住所を有する要介護等被保険者に対して当該サービスを提供した場合において、要介護等被保険者1人につき、次に掲げる額とする。
- ア 訪問を行った場合、1回当たり662円
- イ 送迎を行った場合、片道当たり539円
- (7) 居宅介護支援又は介護予防支援については、各月末時点における居宅（介護予防）サービス計画依頼（変更）届出書の依頼先の指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者に限る）が、当該サービスを提供した要介護等被保険者1人につき、1月当たり662円
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げるサービスを提供するにあたり、同表の右欄に掲げる規程に定めるところによる中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定しているときは、前項により算出した協力金の合計額から、当該サービスを提供した要介護等被保険者ごと、かつ、1月ごとの当該加算単位数に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に規定する単価を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときはその端数は切捨て）を差し引いた額を交付する。
- （交付の申請等）
- 第5条 条例第9条の規定による申請は、京都市介護サービス山間地域提供協力金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）によって、当該サービスが提供された実績に基づき、市長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 山間地域介護サービス提供内訳書（第2号様式。以下「内訳書」という。）
- (2) その他所管課長が必要と認める書類
- 3 第1項に規定する申請を初めて行う者は、協力金を交付する振込口座を、京都市介護サービス山間地域提供協力金振込口座指定・変更届（第3号様式。以下「振込口座指定・変更届」という。）により、市長へ提出しなければならない。
- 4 前項の規定により届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかに振込口座指定・変更届により、市長へ届け出なければならない。
- （標準処理期間）

第6条 市長は、申請書が到達してから60日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(協力金に係る申請事項の変更等)

第7条 協力金の交付の決定を受けた者は、第5条第1項及び第2項に規定する申請書又は内訳書に記載した事項を変更しようとするときは、京都市介護サービス山間地域提供協力金交付申請変更届(第4号様式)により、市長へ届け出なければならない。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、前項に規定する以外のものとする。

3 市長は、第1項の届出があった場合において必要があると認めるときは、協力金の交付の決定を取り消し、又は交付額を変更することがある。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協力金に関し必要な事項は、所管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の京都市介護サービス山間地域提供協力金交付要綱(以下「旧京都市介護サービス山間地域提供協力金交付要綱」という。)に基づき、平成22年3月31日までに交付決定を行った補助金については、旧京都市介護サービス山間地域提供協力金交付要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(読替規定)

2 別表第2のうち、次の表の左欄に掲げるサービスについては、令和6年4月1日から同年5月31日までの間は、同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

訪問看護	同別表3イからハの注11	同別表3イからハの注9
訪問リハビリテーション	同別表4イの注7	同別表4イの注5
通所リハビリテーション	同別表7イ及びロの注8	同別表7イからハの注6
介護予防訪問看護	同別表2イ及びロの注10	同別表2イ及びロの注8
介護予防訪問リハビリテーション	同別表3イの注7	同別表3イの注5
介護予防通所リハビリテーション	同別表5イの注4	同別表5イの注2

別表第1（第1条関係）

北 区	小野の各町 大森の各町 中川の各町 杉阪の各町 真弓の各町 雲ヶ畑の各町
左京区	大原の各町（ただし、古知平町以北） 花脊の各町 広河原の各町 久多の各町
右京区	嵯峨の各町（ただし、清滝川以西） 嵯峨水尾の各町 梅ヶ畑の各町（ただし、清滝川以西） 嵯峨嵯原の各町 嵯峨越畑の各町
西京区	大原野外畑町 大原野出灰町
伏見区	醍醐一ノ切町 醍醐二ノ切町 醍醐三ノ切

別表第2（第4条関係）

訪問介護	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表1イからハの注15
------	--------------------------------------

訪問入浴介護	同別表 2 イの注 9
訪問看護	同別表 3 イからハの注 1 1
訪問リハビリテーション	同別表 4 イの注 7
居宅療養管理指導	同別表 5 イの注 5、ロの注 4、ハの注 6、ニの注 4 及びホの注 4
通所介護	同別表 6 イからハの注 9
通所リハビリテーション	同別表 7 イ及びロの注 8
福祉用具貸与	同別表 1 1 の注 5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表 1 イからハの注 1 1
夜間対応型訪問介護	同別表 2 イ及びロの注 8
地域密着型通所介護	同別表 2 の 2 イからハの注 1 2
認知症対応型通所介護	同別表 3 イ及びロの注 7
小規模多機能型居宅介護	同別表 4 イの注 1 2
看護小規模多機能型居宅介護	同別表 8 イの注 1 1
居宅介護支援	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準別表イの注 9
介護予防訪問入浴介護	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表 1 イの注 9
介護予防訪問看護	同別表 2 イ及びロの注 1 0
介護予防訪問リハビリテーション	同別表 3 イの注 7
介護予防居宅療養管理指導	同別表 4 イの注 5、ロの注 4、ハの注 6、ニの注 4 及びホの注 4
介護予防通所リハビリテーション	同別表 5 イの注 4
介護予防福祉用具貸与	同別表 9 の注 5
介護予防認知症対応型通所介護	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表 1 イ及びロの注 7
介護予防小規模多機能型居宅介護	同別表 2 イの注 1 2
介護予防支援	指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準別表イの注 7
第 1 号訪問事業	京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表 2 の 1 イからニの注 9、2 イからニの注 8 及び 3 イからニの注 8
第 1 号通所事業	同別表 2 の 4 イからチの注 7、5 イからチの注 6 及び 6 イからニの注 7

第 1 号様式（第 5 条関係）

京都市介護サービス山間地域提供協力金交付申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（団体にあつては、主たる事業所の所在地）	申請者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者氏名）

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により、山間地域に住所を有する要介護等被保険者に指定居宅介護サービス等を提供したので補助金の交付を申請します。

協力金申請額	円
事業者番号	

第 2 号様式（第 5 条関係）

山間地域介護サービス提供内訳書

事業 者	事業者番号						
	事業者名称						
	所在地	〒					
	連絡先				担当者		
被 保 険 者	被保険者番号						
	氏名						
	居住する地域				中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の算定	☐ 有 ☐ 無	
	要支援又は要介護状態区分	☐ 要支援 1 ☐ 要支援 2 ☐ 要介護 1 ☐ 要介護 2 ☐ 要介護 3 ☐ 要介護 4 ☐ 要介護 5 ☐ 事業対象者					
	認定有効期間	年 月 日から 年 月 日まで					
サ ー ビ ス 実 施 内 容 ・ 内 訳	サービス内容	提供年月日	単価	回数	単価×回数	中山間地域への提供加算相当額	協力金申請額

注 該当する□には、✓をしてください。

第 3 号様式（第 5 条関係）

京都市介護サービス山間地域提供協力金振込口座
指定
届
変更

年 月 日

（あて先）京都市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

京都市介護サービス山間地域提供協力金の振込口座を届け出ます。

	新	旧
金融機関名	銀 行 信用金庫 支店 信用組合	銀 行 信用金庫 支店 信用組合
口座の種類	普通・当座・その他（ ）	普通・当座・その他（ ）
口座番号		
（フリガナ）		
口 座 名 義 人		

注 「旧」欄は、既に届け出ている口座を変更する場合のみ記入してください。

第 4 号様式（第 7 条関係）

京都市介護サービス山間地域提供協力金交付申請変更届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（団体にあつては、主たる事業所の所在地）	申請者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者氏名）

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により、 年 月 日付で山間地域提供協力金の交付を申請しましたが、申請内容に変更が生じたので、京都市介護サービス山間地域提供協力金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により届出します。

協力金申請額（変更前）	円
協力金申請額（変更後）	円
事業所番号	
変更理由	